

令和5年度

第1回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和5年4月26日

石巻市農業委員会

第1回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和5年4月26日 午後 1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会
挨 拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 使用貸借の解約による通知について

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第 4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げについて

日程第 3 議案第 1号 石巻市農業振興地域整備計画の変更について

日程第 4 議案第 2号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 5 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 8 議案第 6号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第 9 議案第 7号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

閉 会

出席委員（17名）

1番	近藤茂	委員	2番	山田慧子	委員
3番	安部秀逸	委員	4番	佐々木文彦	委員
5番	佐藤克美	委員	6番	高橋由佳	委員
7番	武山勝	委員	8番	高橋千代恵	委員
9番	伏見さと子	委員	10番	佐々木洋	委員
11番	遠藤章一	委員	12番	岡田正男	委員
13番	今野真理	委員	14番	後藤嘉伸	委員
15番	前野利春	委員	17番	日野智	委員
19番	三浦孝一	委員			

欠席委員（2名）

16番	今野勝夫	委員	18番	伏見晃也	委員
-----	------	----	-----	------	----

出席農地利用最適化推進委員（20名）

20番	山田信悦	委員	21番	木村和広	委員
22番	保原政美	委員	23番	木村富雄	委員
24番	武山礼二	委員	25番	三浦和恵	委員
26番	首藤勝博	委員	27番	山口修一	委員
28番	齋藤忠直	委員	29番	佐々木勝行	委員
30番	佐藤晴夫	委員	31番	渡邊孝彦	委員
32番	高橋信一	委員	33番	石川雅洋	委員
34番	山田茂樹	委員	35番	勝又功	委員
36番	西條健一	委員	37番	榊田有司	委員
38番	西條勲	委員	39番	阿部正展	委員

説明のため出席した者

千葉孝則 農林課主事

今野照夫

河南総合支所
地域振興課
主幹

武山慶三 桃生総合支所
地域振興課
主幹

事務局職員出席

渋谷 幸伸 事務局 長
渡辺 和子 事務局 長 補佐
 兼 農地 係 長
鈴木 祥太郎 主 幹
石崎 智章 主任 主事
菅井 泰弘 主任 主事

斉藤 雄浩 事務局 次長
村上 浩則 主 幹
佐藤 友人 主 査
山本 万里 主任 主事

○渋谷幸伸事務局長 ただいまから令和5年度第1回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○渋谷幸伸事務局長 総会開会に当たりまして、三浦会長から挨拶を申し上げます。

○三浦孝一会長 — 挨拶 —

○渋谷幸伸事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、三浦会長、よろしくお願いいたします。

午後1時38分 開会

○議長（三浦孝一会長） それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行へのご協力をお願いしたいと思います。

それでは、会議に入ります。ただいまの出席農業委員は17名、推進委員は20名であります。今野勝夫農業委員、伏見晃也農業委員から欠席の報告がありました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（三浦孝一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号7番武山勝委員、8番高橋千代恵委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言をお願いいたします。

◎報告第1号～報告第5号

○議長（三浦孝一会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 使用貸借の解約による通知についてから報告第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げについてまでを一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

事務局より報告願います。

○渡辺和子事務局長補佐兼農地係長 報告第1号 使用貸借の解約による通知についてご報告いたします。議案書の1ページを御覧ください。今月の受理件数は1件で、解約の理由は耕作者変更のためでございます。

続きまして、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。議案

書は2ページから16ページを御覧ください。今月の受理件数は24件で、解約の理由は農用地利用集積計画による売買のためが6件、耕作者変更のためが18件でございます。

続きまして、報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてご報告いたします。議案書は17ページです。今月の受理件数は2件で、住宅敷地とするものが1件、貸し駐車場敷地とするものが1件でございます。

続きまして、報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてご報告いたします。議案書は18ページです。今月の受理件数は2件で、資材置場敷地とするものが1件、駐車場敷地とするものが1件でございます。

続きまして、報告第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げについてご報告いたします。議案書は19ページです。令和5年2月に許可申請があった案件で、県との協議の中で非農地扱いが適当ではとの意見があり、申請を保留としていたものを取下げしたものです。なお、取下げと同時に非農地証明願を受け付けしております。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 以上で報告第1号から報告第5号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第3、議案第1号 石巻市農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

議案書は20ページ及び別冊1になります。産業部農林課に議案の内容について説明をお願いいたします。

○千葉孝則農林課主事 産業部農林課の千葉と申します。本日はよろしくお願いたします。

それでは、石巻市農業振興地域整備計画の変更について、私のほうからご説明いたします。資料は、議案第1号別冊1になります。

初めに、資料の1ページを御覧ください。石巻市農業振興地域整備計画の変更理由書になります。今回の変更面積は、全体見直しに係る除外案件及び申出のあった河北地区、桃生地区における個別の除外案件による計3件で、差引き増減は413.1aの減となっております。

続いて、2ページを御覧ください。2ページから4ページにかけては、変更内容に係る案件整理表になります。番号1は、昨年1月に決定公告いたしました計画の全体見直しに係る残余案件となっております。そして、4ページの番号2、番号3が個別の除外案件となっております。

それでは、番号1の案件についてご説明いたします。11ページを御覧ください。こちらは、河北地区、北上地区、牡鹿地区の54筆、計331.3aについて、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項各号に該当しないことにより除外を行うものです。これらの筆は、主に東日本大震災後、復興事業用地として本市において買収した土地であり、今後農地としての利用は見込まれておらず、各地区にお

いて施行されました農山漁村地域復興基盤総合整備事業においては、非農用地区域へ換地を定める異種目換地が行われております。異種目換地の内容につきましては、19ページから22ページに換地等明細書がございますので、適宜ご確認ください。

なお、12ページから18ページにかけても、各筆の位置図がございますが、こちらは今回の除外箇所となる従前地のものとなっております。

全体見直しに係る案件については以上となります。

次に、案件整理表番号2の河北地区における個別案件について、河北総合支所地域振興課、今野主幹より説明いたします。

○今野照夫河北総合支所地域振興課主幹 河北総合支所地域振興課の今野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、河北地区の農振除外案件について説明に入らせていただきます。引き続き、別冊1の23ページをお開きください。申出地は、馬鞍字天神前の計2筆で、今回金型製造の事業拡充のため、農用地区域から除外しようとするものです。

土地の地目につきましては、登記は田、現況は宅地であり、現在の農業生産の状況につきましては休耕となっております。

事業計画者は、現状の事業の拡充のため、トラックの搬入路及び従業員の駐車場が不足してきており、既存稼働工場の隣接でないと事業及び作業効率の確保ができないため、今回の申出地を選定したものでございます。

農業者の農業経営や農用地の集団性への影響については、今回の経営地減少によって農業経営改善計画の達成に支障が及ぶものではなく、また農用地の周辺部であることから、農用地を細断するおそれはないと判断したものです。

その他、建設に当たっては、周辺農地への影響が及ばないように、農地に面するのり面を安定勾配として土砂の流出を防止します。

なお、既に工事を行っていることから、資料28ページとなります、顛末書の提出をいただいております。

河北地区の個別案件については以上となります。

次に、案件整理表番号3の桃生地区における個別案件について、桃生総合支所地域振興課の武山主幹より説明します。

○武山慶三桃生総合支所地域振興課主幹 桃生総合支所地域振興課の武山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、桃生地区の農振除外案件について説明させていただきます。資料の29ページを御覧ください。申出地は、桃生町中津山字江下の計3筆で、今回ドラッグストア建設のため、農用地区域から除外しようとするものでございます。

土地の地目は、登記簿が田、現況が田であり、現在の農業生産の状況は耕作となっております。

事業計画者は、出店計画に当たりまして、住宅地や公共施設が近接し、主要道に隣接する農振農用地以外の土地を探しておりましたが、面積が狭隘であることや土地所有者の同意が得られないなどからこれまで断念してまいりました。今回の申請地は、主要県道に接し利便性がよく、必要面積が十分に確保できており、地権者の同意も得られたことなどから選定したものでございます。

農業者の農業経営や農用地の集団性への影響につきましては、今回の経営地減少によって農業経営改善計画の達成に支障が及ぶものではなく、また農用地の周辺部であることから、農用地を細断するおそれはないと判断したものでございます。

その他、建設に当たりましては、周辺農地への影響が及ばないよう、農地に面するのり面を安全勾配として土砂流出を防ぐほか、農業用水上へ設置予定の進入路につきましては、水稻の時期を避けて設置する予定としております。

以上をもちまして、石巻市農業振興地域整備計画の変更についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ご苦労さまです。

次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会、佐藤克美委員長から報告をお願いします。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

4月17日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、市当局から変更内容について説明を受けました。資料に基づき検討した結果、妥当なものと判断し、計画変更につきましては支障のないものと確認いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三浦孝一会長） ただいま産業部農林課からの説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案について同意することに決しました。

産業部農林課の方々は退席いただいて結構でございます。ご苦労さまでございました。

◎議案第2号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第4、議案第2号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○石崎智章主任主事 議案第2号 非農地証明交付申請の承認についてご説明いたします。

初めに、番号1、議案書の21ページ、位置図につきましては24ページを御覧願います。申請地は、市街化区域内にある土地で、登記地目は田及び畑、現況は宅地敷地となっております。平成8年に贈与された前から宅地敷地として使用してきており、非農地となつてから長年経過したものであつて、再び農地として利用される可能性がなく、農地以外となつた実情がやむを得ないものと認められるものです。

次に、番号2、議案書は21ページ、位置図は25ページです。申請地は、農振地域外にある農地で、東日本大震災で被災を受けた農地で、登記地目は田、現況は雑種地となっております。天災地変の自然現象による災害によるもので、農地等に復旧することが将来においても不可能と認められる土地であります。

次に、番号3、議案書は21ページ、位置図は26ページです。申請地は、市街化区域内にある土地で、登記地目は畑、現況は宅地となっております。昭和45年に居宅を建築し、宅地として使用してきており、非農地となつてから20年以上経過した土地であります。

次に、番号4、議案書は22ページ、位置図は26ページです。申請地は、市街化区域内にある土地で、登記地目は畑、現況は宅地となっております。昭和42年に居宅建築に伴い、通路として使用してきており、非農地となつて20年以上経過した土地であります。

次に、番号5、議案書は22ページ、位置図は27ページです。申請地は、市街化区域内にある土地で、登記地目は田、現況は宅地となっております。平成10年頃から遊技場の駐車場として利用されており、非農地となつてから20年以上が経過した土地であります。

次に、番号6、議案書は22ページ、位置図は28ページです。申請地は、農振農用地の区域外にある土地で、登記地目は田、現況は雑種地となっております。東日本大震災以前から非農地となつて長年経過したものであり、灌木、カヤ等が生い茂るなど、その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる土地であります。

次に、番号7、議案書は23ページ、位置図は29ページです。申請地は、農業振興地域外、市街化調整区域内にある土地で、登記地目は畑、現況は宅地となっております。平成9年から会社事務所敷地として利用してきており、非農地となつてから20年以上経過した土地であります。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会、佐藤委員長から報告をお願いします。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査などを行い、慎重審議いたしました結果、非農地証明判断基準及び非農地証明の範囲に合致しており、今後とも農地として利用される可能性は

ないことから、承認相当なものとは判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案7件について、願出のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案7件について願出のとおり証明書を交付することに決しました。

◎議案第3号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○菅井泰弘主任主事 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案書は30ページです。番号1番、子への貸借のための使用貸借権の設定です。申請地は、畑1筆、面積1,575㎡です。

番号2番、譲渡人の所有地処分のための売買です。申請地は、畑1筆、面積311㎡です。

番号3番、譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は、畑1筆、面積579㎡です。

番号4番、議案書は31ページです。譲渡人の所有地処分のための売買です。申請地は、畑1筆、面積1,027㎡です。

番号5番、譲渡人の所有地処分のための売買です。申請地は、畑2筆、面積2,137㎡です。

番号6番、譲渡人の所有地処分のための売買です。申請地は、田1筆、面積1,023㎡です。

番号7番、議案書は32ページです。譲受人の耕作利便のための売買です。申請地は、田1筆、面積240㎡です。

番号8番、譲渡人の親戚への贈与です。申請地は、田2筆、面積2,062㎡です。

番号9番、貸人の耕作困難のための賃借権の設定です。申請地は、田2筆、面積1,928㎡です。

番号10番、議案書は33ページです。譲渡人の所有地処分のための売買です。申請地は、田1筆、面積101㎡です。

番号11番、譲渡人の所有地処分のための売買です。申請地は、畑1筆、面積191㎡です。

番号12番、譲渡人の経営規模縮小のための贈与です。申請地は、畑1筆、面積822㎡です。

番号13番、議案書は34ページです。譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は、田1筆、面積203㎡

です。

次の番号14番から番号17番までは、営農型太陽光発電を取り扱うものです。この案件は農地法第5条許可申請と同時に取り扱うもので、本日の総会で許可を決定した場合、農地法第3条の許可指令書は農地法第5条の許可書と同時に交付します。

番号14番、貸人の経営規模縮小のための賃借権の設定です。申請地は、畑2筆、面積1,537㎡です。なお、営農型太陽光発電の申請に関わり、番号15番の申請及び農地法第5条申請が同時に提出されています。

番号15番、借人の営農型発電設備設置のための区分地上権の設定です。申請地は、畑2筆、面積1,537㎡です。なお、権利設定のみを行うことができる特殊事由案件です。

番号16番、議案書は35ページです。貸人の経営規模縮小のための賃借権の設定です。申請地は、畑1筆、面積940㎡です。なお、営農型太陽光発電の申請に関わり、番号17番の申請及び農地法第5条申請が同時に提出されています。

番号17番、借人の営農型発電設備設置のための区分地上権の設定です。申請地は、畑1筆、面積940㎡です。なお、権利設定のみを行うことができる特殊事由案件です。

番号18番、譲渡人の所有地処分のための売買です。申請地は、畑1筆、面積125㎡です。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農家相談委員会、高橋千代恵委員長から審査結果について報告願います。

○高橋千代恵農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農家相談委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づいた審査をした結果、全ての案件について許可相当なもの判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案18件について、願い出のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案18件について願い出のとおり許可を与えることに決しました。

◎議案第4号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第6、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請

に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○石崎智章主任主事 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてをご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

番号1、議案書の36ページ、位置図につきましては37ページを御覧願います。農業用機械収納庫とするための転用でございます。農地区分は、農振農用地区域内にある農地で、用途区分が農業用施設用地に変更されています。指定された用途に供するものでございます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会、佐藤委員長から審査結果について報告願います。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審査した結果、許可相当なもの判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案について許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第5号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第7、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○石崎智章主任主事 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてをご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

初めに、番号1、議案書38ページ、位置図は39ページです。現場事務所とするための一時転用です。農地区分は、農振農用地に該当しますが、一時転用の例外規定が適用できます。

次に、番号2、議案書の38ページ、位置図は40ページとなります。営農型太陽光発電所用地とするための一時転用です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第1種農地

に該当しますが、営農型太陽光発電のための一時転用の例外規定が適用できます。石巻市では初めての営農型太陽光発電の案件です。

営農型太陽光発電とは、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、農業と発電を両立する仕組みを指します。この結果、通常農地転用ができない農地においてもソーラーパネルが設置できることになり、新しい農地活用的手段とされています。この場合、支柱の基礎部分について一時転用許可が必要となるものです。年1回の報告により、農作物の生産等に支障が生じていないかチェックし、営農状況を十分勘案した上で、一時転用許可の再許可が可能となる制度でございます。

なお、この案件は、設置者と営農者が異なることから、支柱に係る一時転用許可と下部の農地にも3条許可を受けることとなります。

次に、番号3、議案書の38ページ、位置図は41ページです。営農型太陽光発電所用地とするための一時転用です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第1種農地に該当しますが、営農型太陽光発電のための一時転用の例外規定が適用できます。なお、営農型太陽光発電の説明については前述のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会、佐藤委員長から審査結果について報告願います。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審査した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案3件について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案3件について許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第6号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第8、議案第6号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案書は42ページから68ページになります。事務局から議案の内容について説明願います。

○村上浩則主幹 初めに、農業経営基盤強化促進法等の一部改正が行われ、令和5年4月1日から施行されたことに伴って、審議名称を変更しています。令和5年2月の総会時に一部改正のパンフレットを配付して説明してあるところですが、利用集積計画について改めて説明いたします。

改正後の基盤法では、市町村の行う集積計画が廃止され、中間管理機構で行うとされています。経過措置において、原則として2年を経過する日までの間、なお従前の例により旧基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画を作成、公告できるとされていることから、今後は経過措置に基づく案件については当該名称での審議とさせていただきます。

なお、いわゆる相対による賃貸借等は、中間管理機構への移行を促すことにしていますが、所有権移転につきましては中間管理機構の体制が整っていないことなどから、当面は経過措置での対応になるかと存じます。

それでは、説明いたします。別途配付しております令和5年度農用地利用集積計画一覧表の総括表で説明いたしますので、お手元にご用意ください。

初めに、中間管理機構による一括方式の利用権設定について、資料は1ページから2ページです。一括方式による利用権設定は34件で、139筆、30万1,871㎡です。貸借期間は5年から11年で、10a当たりの賃借料は水田利用で9,000円から1万5,000円、米による物納は48kgから90kg、畑地利用では100円から3万円となっております。

次に、3ページを御覧願います。相対による利用権設定については6件で、25筆、3万8,807㎡です。貸借期間は5年から10年で、10a当たりの賃借料は水田利用で2万円、米による物納は40kgから60kgとなっております。

次に、4ページを御覧願います。所有権移転については8件で、36筆、合計面積は5万1,404㎡です。10a当たりの売買単価は18万3,497円から48万7,805円です。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会、佐藤委員長から審査結果について報告をお願いします。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において計画を審査したところ、受け手はいずれも耕作に必要な労働力、農機具等が備わっている認定農業者などであり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、中間管理事業による一括方式の34件、利用権設定の6件及び所有権移転の8件について、承認すべきものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありました。

初めに、一括方式について審議をいたします。その中に農業委員会等に関する法律第31条第1項、

議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの案件を審議したいと思いますので、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、初めに一括方式の番号9番及び番号10番を議題といたします。議案書は45ページから46ページになります。

議席番号●番●●●●委員は退席をお願いします。

（●番●●●●委員 退場）

○議長（三浦孝一会長） 本案一括方式番号9番及び番号10番について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案2件については原案のとおり承認することに決しました。

議席番号●番●●●●委員は入場をお願いします。

（●番●●●●委員 入場）

○議長（三浦孝一会長） ●●●●委員に申し上げます。一括方式番号9番及び番号10番については、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

次に、番号27番から29番を議題といたします。議案書は56ページから57ページになります。

議席番号●番●●●●委員は退席をお願いします。

（●番●●●●委員 退場）

○議長（三浦孝一会長） 本案番号27番から29番について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案3件については原案のとおり承認することに決しました。

議席番号●番●●●●委員は入場をお願いします。

（●番●●●●委員 入場）

○議長（三浦孝一会長） ●●●●委員に申し上げます。本案番号27番から29番については、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

改めまして、一括方式について、ただいま決しました番号9番及び番号10番並びに番号27番から29番を除いた29件について審議をいたします。議案書は42ページから59ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案一括方式29件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案一括方式29件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、利用権設定について審議いたします。議案書は60ページから63ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案利用権設定6件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案利用権設定6件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、所有権移転について審議をいたします。議案書は64ページから68ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案所有権移転8件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案所有権移転8件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第7号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第9、議案第7号 令和5年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

議案書は69ページ及び別冊2になります。事務局より議案の内容について説明願います。

○渡辺和子事務局長補佐兼農地係長 それでは、令和5年度最適化活動の目標の設定等についてご説明いたします。

議案書69ページと別冊2をお手元にご準備願います。本案は、農業委員会による最適化活動の推進

等について、農林水産省経営局長通知に基づき策定するものです。

別冊2の1ページを御覧ください。1、農業委員会の状況につきましては、2020農林業センサス等に基づき、数値を記載してございます。後ほど御覧ください。

次に、2、最適化活動の目標について、2ページを御覧ください。1、最適化活動の成果目標、(1)、農地の集積、①、現状及び課題でございしますが、こちらに記載しております面積及び集積率については、令和5年3月末時点の数値を農林課で算出し、県に報告しているもので、集積率は84.6%です。

②の目標につきましては、現状の集積率が84.6%であることから、今年度末の目標集積率は85%といたしました。

(2)、遊休農地の解消の①、現状及び課題について、こちらは令和4年度に実施した利用状況調査結果により記載しております。

②、目標のアについては、令和3年度緑区分の遊休農地30haに対し、5年で解消する目標であることから、5分の1である6haを解消目標面積としております。

イ、新規発生遊休農地の解消については、令和3年度の利用状況調査結果が良好、低利用、保全管理であった農地が令和4年度の利用状況調査結果で緑区分に移行した面積を解消目標面積としております。

次に、(3)、新規参入の促進について、3ページを御覧ください。①の現状及び課題は、過去3年間に新規就農した経営体の実績を基に記載しております。

②の目標については、平成29年度から令和元年度の権利移動面積のうち、農地中間管理事業分と法人に係る分は除いたものの平均面積を算出して、その面積の1割以上とされておりますことから、平均215haであったため、目標は21.5haとするものです。

最後に、2、最適化活動の活動目標、(1)、最適化活動を行う日数目標から(3)、新規参入相談会への参加目標については、前年度同様の目標設定としております。

(1)、委員1人当たりの活動日数は、月当たり8日とし、活動する委員は農業委員と推進委員全員とするものです。

(2)、活動強化月間は年3回で、意向調査等記載のとおりです。

(3)、新規参入相談会への参加目標については、1委員会当たり1回、1人以上の委員が参加することを目標とすることとされておりますので、こちらも後ほど御覧ください。

以上で説明を終わりますが、農業委員会等に関する法律により、農業委員会運営の透明性を確保するため、本案決定後、ホームページで公表することとしています。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局から説明がありました。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎閉 会

○議長（三浦孝一会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これもちまして、令和5年度第1回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午後2時24分 閉会